

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） おはようございます。

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、消防庁通知によるもので、その内容は、消防団員の減少により地域防災力が低下し、住民の生命・身体・財産の保護に支障を来してはならない。また、近年の災害の多様化・激甚化する中、消防団員の一人一人の負担も大きくなっていることから、消防団員の処遇改善を図るため、年額報酬や出動報酬の基準が定められています。

この基準に基づき、別表の消防団員の年額報酬を30千円から36,500円に、消防団（水防団）出動報酬（水火災・地震等）1日8千円を追加するものであります。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今の細部説明では基準が示されとありましたが、その基準に額の明記があるのか。単純に30千円を36,500円、このような報酬というのは大体区切りのいい数字が一般的ではあるような感が否めなかったもので、少し細かいので、なぜこういう額になったのか。また、出動報酬8千円についても、1日当たりで、以前、ずっと古い10年、もっと前かな、とにかく費用弁償で1日私たちでも何か出れば8千円で、それがあつた時期半日分とか、時間的な関わりの下にそういうふう決められた経緯があつたやに記憶をしておりますが、そういう観点からすれば、この出動に関しては時間的な判断ではなく、任務というか業務の加重によって判断されるのか、そのあたりをお聞きしたい。

それと、提案理由説明の中で、町長はたしか消防団の幹部の方も相談したという提案理由の説明があつたやに記憶しておりますが、その幹部とは具体的にどのような方を指すのか、お教え願いたい。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） まず、1点目の年額の出動報酬の36,500円の件です。

これにつきましては、以前から消防団の団員についてはできるだけ報酬を上げていけよというような内容があつたということでございます。ただ、この金額に上がった理由とい

うのが、国のほうの交付税措置の関係で36,500円ということになっておるんで、それに合わせてくれというところでございます。

それと、日額の水火災の出動手当の関係です。これについては1日8千円としておりますが、この定義でいう中で、国のほうから示されているのは、7時間から8時間働ければ1日ということを出せというところなんです、実際の話、これはまだ、きっちりとした内規は決めていないんですが、4時間以上働けば1日というような考えを持っております。

それと、幹部会の幹部の構成というところなんです、まず団長、副団長、それに分団長が3名、副分団長が3名の計8名でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 最初に申し上げるのを忘れていましたが、この額が上がることに付いて何ら不満があるわけではないということを申し添えておきます、改めてね。報酬の件は分かりました。

では、日額のあたりはおおむね4時間以上、それはいろんな基準とあれなんで、では、4時間以下の場合はどうなのかという答弁はなかったやに思います。それが決まっているのであれば、お示し願いたい。決まっていなければ、またそれはそれで。

それと、幹部会の話聞いたのではなく、町長が相談された消防団幹部とはどういう方なのかということ聞いたつもりだったんですが、再度ご答弁を願います。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） まず、日額の4時間未満であれば、どのような状況になるのかというところなんです、新旧対照表の中で消防団（水防団）、この真ん中あたりです。現行のほうです。消防団（水防団）出動報酬ということで、日額2,500円というような設定としております。4時間以内であれば、この2,500円を適用したいと考えております。

それと、町長が幹部の方と直接お話したという件なんです、先ほど僕が言った団長、副団長、その幹部の方と話したのは9月30日ということになっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 重箱の隅をつつくわけではないんですが、その2,500円は日額なんでしょう。それと、先ほど来からの説明と少し整合性が、私の中ではストンと落ちないような気がするんですが、再度答弁があれば。また、決まっていなければ決まっていなくて、今後決めますというのもあるでしょうし。

それと、先ほどの幹部会8名の方と町長が相談したという理解でいいんですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） この2,500円という分につきましては1日と決めておりますが、例えば訓練であったりとか、警戒であったりとか、そういう短いのも1日と

というような計算単位になっております。ただ、今回、新たにというのは、大きな災害が起きたり、火災で長いこと詰める場合、こういうときに対しての8千円ということで決めています。

幹部8名の方でいいんですかというところで、幹部8名に話した状況でございます。
以上です。

○議長（谷重幸君） ほかにないですか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

○議員 「これ質問ないんか」

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

午前九時〇九分休憩

———・———

午前九時十二分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第7号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） おはようございます。

議案第7号 美浜町税条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

今回の改正は、固定資産税の納期の一部を改正するものでございまして、第3期の納期を現行の12月1日から同月28日までを国の準則どおりの12月1日から同月25日までに改正するものでございます。現行の12月28日のままでは、暦の関係で、12月27日または12月28日が土曜日となった場合に、納期限がそれぞれ12月29日、12月30日と繰り下がり、当町の閉庁日に当たるため、納税者や収納代理金融機関等にご迷惑をかけることがございますので、今回、改正をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この改正は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 美浜町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 議案第8号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたことによる改定並びに資産割の廃止及び納期の改定を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

お手元の新旧対照表もご参照ください。

最初に、税制改正分についてでございますが、未就学児に対する均等割を半額にするための規定を追加するものでございます。この改正により、第23条に第2項として1項が増えることに伴う規定の整備や規定を明確化するために、「基礎課税額の」という文言を追加する改正等でございます。

続いて、独自の一部改正となりますが、保険税の算定方法について、現在の4方式から資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式とするための改正でございます。

次に、第12条の改正として、国民健康保険税の普通徴収の納付回数を10期から9期に改めるものでございます。これは、現在の6月の第1期暫定課税を廃止し、7月に第1期本算定課税を実施し、3月までの9期に納付回数を改めるものでございます。

附則でございますが、第1項は施行期日の規定でありまして、今回の改正規定のうち未就学児の均等割を半額とする改正、保険税の算定方法を3方式とする改正、納期を9期とする改正は、令和4年4月1日から施行いたします。第2項は適用区分の規定でありまして、今回の改正規定は、令和4年度以後の国民健康保険税について適用するものでござい

ます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 4方式から3方式になるということで、将来、県下統一の保険の準備かと思われませんが、日高郡内とか例えばお分かりになられる程度で結構なんですけど、県内でも結構ですけど、4方式というのをまだ採用されているところはあるのかということと、大体どれぐらいになるのかということをちょっとお話し聞かせてください。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 北村議員にお答えいたします。

県内の状況ですけれども、もともと3方式であった和歌山市以外に、橋本市、海南市、紀の川市、湯浅町、すさみ町、北山村の3市2町1村が既に3方式を課税しております。管内では、来年度より隣接の御坊市と日高町も資産割を廃止し、3方式の課税になると聞いております。全国的には、令和元年の数字なんですけれども、3方式が59%、4方式が35%、2方式が6%となっております。

これで幾らぐらい減るんかということなんですけれども、今年の本算定の資産割総額は、合わせて8,800千円余りでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ちなみに美浜町でしたら、今後、この統一に対しては安なるんですかね、今後。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 令和9年に一応県下統一という話があるんですけれども、県はまだ標準保険率はかなり高いです。というのは、医療圏域が割と充実しておりますので、まだまだこれからどんどん上へ合わせていかなければならないという状況にあります。県で一本になるということは、美浜町は、今、県内でも少し安いほうなので、段階的に上がっていくようには思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 基金とかも、たしかあったように記憶しているんですが、基金とかの利用とか、こういうのはお考えじゃないでしょうか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 基金も前回の議会で説明しました1億10,000千円余りあるんですけれども、まだ、今、来年度の標準保険料率、納付金も出てきておりませんので、一概に、今、基金を使うということはここではお答えしづらいんですけれども、使用するのも一つの考え方かなというふうに思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今さっき北村議員の中で回答があったと思うんですけども、この資産割をなくするというんですか、どうしてなくするのかということについてちょっとお聞きしたいのと、この資産割をなくすことによって、例えば、資産割の今まで集めていた分をその他の所得割へ移行していくという、そういう形になるんですか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 森本議員のご質問にお答えします。

今、資産割をなぜなくすのかという話だったのでしょうか。資産割につきましては、以前から町内の資産だけに課税されるとか、固定資産税を払っているのに、二重に負担感がありますとか、低所得者に、全然所得のない人でも資産割がかかっているという様々な意見があったんです。それで結局、統一のときには、当然、令和9年度には全て資産割を廃止して統一しなさいという決まりがありますので、この段階でちょっと早いに準備したという格好になります。

それと、資産割を廃止した分についてはその他に振るんかという話なんですけれども、本来、資産割というのは、所得割と合わせて応能の部分という格好があるんです。いずれ上げるときには、全体を見ながら上げていかなければならない状態なんですけれども、今回の改正では取りあえず資産割だけを廃止するというふうな議案を上げてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 4方式が3方式になるということで、集める額は3方式になっても同じ額を納めなあかんわけ、保険税にのっって集めるわけでしょう。ということは当然、資産割がなくなったら、その分、平等割、均等割、所得割に、その分を積まんことには必要な税率が納まらんということなんで、当然、僕はどんだけ平等割、均等割、所得割、どこにその分が行くか分からんですけれども、資産割がなくなっただけで、その分を納めんでもええと、あとはそのままという認識でいいんですか。そこたいちょっと。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 本来、資産割をなくしたら、所得割を上げるなり、均等割を上げるなりという格好が当然なんですけれども、今の段階、まだちょっとうちのほうも基金等もありますので、少しそういうふうなことも活用も考えて、全体的に徐々に統一保険料を目指すという方向に考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第9号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） おはようございます。

議案第9号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表もご参照ください。

今回の改正は、令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が16千円から12千円に引き下げられること及び社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金等の支給総額については420千円を維持すべきと決定されました。

これを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されたことに伴い、国民健康保険における出産育児一時金について404千円を408千円に改正するものでございます。

次に、附則について申し上げます。

第1項は施行期日についてで、この条例は令和4年1月1日から施行いたします。第2項は、経過措置で施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、従前の例によるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号 美浜町煙樹海岸キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） おはようございます。

議案第10号 美浜町煙樹海岸キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、美浜町煙樹海岸キャンプ場の管理及び運営において、地方自治法第244条の2第3項の規定により、町長は指定管理者に管理等を行わせることができるように改正するものでございます。第3条管理において、町長は指定管理を行わせることができるよう条文の追加、第4条では指定管理者が行う業務、第5条では煙樹海岸キャンプ場の営業日を定めています。第6条以降は、現条例の条ずれでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 以前、何年か前に、キャンプ場指定管理どうですかというお話が、うちのどなたか、ちょっとごめんなさい、忘れちゃったけれども、そういうお話のときに、その当時はもちろん何年か前なので、そういう指定管理のつもりはないですというお話がありました。

今回、このタイミングでそれをするという理由をちょっとお願いします。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） お答えします。

まず、煙樹ヶ浜の活性化という、以前から計画もございます。その中で、このコロナ禍においてキャンプ客等も多く、キャンプのはやりがございまして、その中においてですね、やはり今はもう夏だけではないというようなところもございまして、冬でもキャンプのはやりであり、またテレビの報道なんかでも、そういうふうな一人でキャンプをやっているというような放送なんかもございまして。

その中で、我々、今、産業建設課で行っている業務では、ゴールデンウィークと夏休み、お盆の時期、年2回というような開設時期になっておりますけれども、指定管理を行わせることによって、年間通じてキャンプ場を開設したいという思いはございまして。そこについては、これから、指定管理の条例の承認をいただきました後に、いろいろそういう指定管理者について公募を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） そのこと自体には反対はもちろんないんです。そのときにそういう入札を募ったり、僕、その辺はよく分からないですけども、どなたかが何人か言うてきはっているのか、その辺も分からないんですけど。地元の方たちとお話もされながら、ちょっと今のなしで。いや、もっと言おうと思ったんですけどもやめました。ごめんなさい。

キャンプ場の敷地というのは、どこからどこまでとか規定はあるんですか。それと駐車場のほうも。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） お答えします。

敷地につきましてですけれども、まず、キャンプ場管理棟、その北側、裏の部分については町有地になっております。プラス多目的広場が町有地になっております。

キャンプサイトとしまして、キャンプ場より東に約230m、この役場から役場の西の通りを真つすぐ浜に突き切ったところまでキャンプサイトとなっております。キャンプ場管理棟の西側につきましては、現在ございませんけれども、多目的広場の境界から、旧野田造船があった陸閘のあるところ、あそこまでキャンプサイトとして保安林の作業許可をいただいております。

アスファルトの駐車場部分ですけれども、あそこは海岸保全区域の占用をいたしまして、アスファルトの駐車場については2,100㎡占有させていただいているような状況です。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 文言では、よくイメージが湧かなかったんですが、要は多目的広場はキャンプ場ではないと。前の駐車場はキャンプ場の駐車場として占有、今、何か、何たら地区で占有しているからキャンプ場の駐車場ではないという、ちょっとよく分からなかったんですけれども、ごめんなさい、もう一遍説明してもらえますか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） お答えします。

まず、多目的広場はキャンプ場ではございません。前の駐車場についてですけれども、これはご存じのとおり、キャンプ場が開設されておるときは、ここのアスファルトの部分ではなしに、砂利の部分へも駐車場としていると思うんですけれども、主にキャンプ場の駐車場という、そこの部分になるかと思えます。なので、アスファルトの部分については、用途は駐車場ですけれども、いろんな方が来られます。そこの駐車場とその部分の駐車場も含むキャンプ場の駐車場も一部あるというか、皆さんの駐車場で浜の部分に置けない部分についてはアスファルトのところへ置くというような状況になっていると思えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 要は、なぜ聞くかという、指定管理をする中で、多分駐車料金を取っているやに僕の記憶ではあるんですが、そうすると、今の土みのところの駐車場からあふれてアスファルトに置いても、そのときは請求に行くのかとか、結局そうすると、指定管理の方の収入とかそのあたりはかなりいろいろ影響するので、ちょっとお聞きするんです。でも、そうじゃなしに、単に海を見に来た人があそこに置いた場合は請求というか

集金はしないとか。

それと、もう一点、さっき質問が漏れましたけれども、多目的広場から陸開のところをキャンプサイトとして占有している云々と言うと、そこがちょっとよく分からなかったんで、頭の中で図面というか、そういうイメージが出なかったんで、陸開のところより多目的広場の西の境というのは、手前なのか。この辺り、ここがキャンプできるという理解ですか。そんなことないよな。よく分からないんですけれども、何か図面みたいなのはないんですか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） まず、駐車料金の話です。駐車料金については、キャンプに来られた方について料金を頂いているというようなことで、浜へふらっとという方には頂いていないというようなところでございます。

地図ですけれども、これは作成していますのでお配りしたいと思いますけれども、議長、よろしいですか。

○議長（谷重幸君） 今。

○産業建設課長（大星好史君） 今、配ることはできます。

○議長（谷重幸君） 休憩を取りましょうか。

○産業建設課長（大星好史君） はい。お願いします。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。再開は9時50分にします。

午前九時三十八分休憩

—————・—————

午前九時五〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） 貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。

位置関係が分かる簡単な地図を配付させていただきました。議案に対する説明資料の不足、配慮が欠けておりましたことをおわび申し上げます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） こちらのほうこそ、課長、お手を煩わせて、また、議長、配付のご配慮ありがとうございます。感謝申し上げます。

要は、これだけ聞いて、第4条にいろんな委任の規定もありますので、何も決まっているのか、決まっていればいろいろこの管理規定とかお示しを願えたらと思いますが、ただ、そもそもこのキャンプ場が最初できて、民間の団体をお願いをしていたと思います。いろんな法改正があつて、直営になってと現在に至っていて、そんな昔の経緯もあろうかと思つて、僕自身はいろんな懸念があるんですけれども、それはそれとしまして、そんなところももしいろんな規定が決まっていなれば、そういうこともいろいろ配慮して今後の規則とか決めるのが妥当というふうに一般的には考えられるんですが、そのあたり、今、もう決めているのか、いや、そうではないのか、お答えいただけたらと思いますが。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） お答えします。

まず、今、指定管理ができるような条例改正でございます。おっしゃられるとおり、第4条のキャンプ場の運営に関する業務というのは、まだまだ決まっておられません。これから決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、高野議員。

○6番（高野正君） 管理規定も決まっていらないのに指定管理するよて、我々どう捉えたらええんかな。例えば課長おっしゃるように、ゴールデンウィーク、夏場だけのキャンプ場やなしに日がな年がら年中するんなら、赤字は必至やよ。赤字になると思うんです。ほいたら補填、何ぼするんやとか、どうするんやとか、そういった管理規定があつてこそ判断できることではないですか。今なら何とも言えやん状態でしょう。我々判断しようがないんですよ。どうですか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） お答えします。

管理規定についてですけれども、今までどおりの管理プラスアルファというところで、考えているところはございますけれども、まだ具体的にというところでは。

今後、条例がお認めいただきましたら、公募していくような形になっていくと思います。公募の時点で、今、プラスアルファというところの管理運営を決定していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 美浜町煙樹海岸キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第11号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 議案第11号 工事請負契約の変更について、細部説明を申し上げます。

令和2年度繰越 上田井地区（北側）津波避難施設建設工事につきましては、さきの第

2回臨時会において、76,523,700円で議決をいただき、松勝建設、代表者、松本勝氏と工事請負契約を締結の上、上田井地区内での津波避難施設の高台建設工事を進めてきているところであります。

今回の変更は、土砂仮置き場所から建設現場まで盛土材料の積込み運搬工1,550^m³の追加が主たる内容であります。この費用については1,629,100円を追加し、契約金額を78,152,800円に増額いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。なぜ追加が必要になったのかという説明が一切なかったように思いますので、なぜ追加が必要になったのですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） この上田井地区の高台の建設工事に当たって、盛土工で約1万5000^m³を必要としております。そのうち、日高振興局に1万^m³をお願いしております。それで、9月の初めから椿山ダムの上流と日高川の入野のしゅんせつの土をそれぞれ4,000^m³ほど頂いております。

それと、その工事の進捗具合で、江川のほうの砂防の土が急遽入ってくるようになりました。土をお願いしている以上、受け入れざるを得なかったのも、その分について仮置場、水道施設の排水処理場のところへ置かせていただきました。それで、落ち着いたときに、その土を高台のほうへ運び込むというような状況になっております。

それと、1日に、その当時、椿山と日高川の入野のしゅんせつの土を入れてもらうときに、1日当たり400^m³ずつ放り込んでもらいました。これが精いっぱいでありました。1日ダンプが80台搬入してくるというような状況で、その発生した土をそれになおかつ入れていくということになると混雑するということで、仮置きをさせていただいた。その分の土を高台のほうへ運んだという状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） まずその前に、理由ぐらい当然の話なので、ちゃんと入れておいてください。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今のは、でも、1日例えば80台、400とかというのは、プロとかそういう方が考えれば、当然想像できる範囲のことじゃないんですか。そもそも最初から発生が予見十分できるんですから、単純な工法とか、こういうものの追加というのは、当初の設計から当然盛り込まれてしかるべきというのが一般的な常識のような気がするんですが、その点、何か急激に変わったのか。それでまた土砂をお願いしている関係上、できたら受け入れざるを得なくて、そんな一方的なことはないように思うんですが、少しは向こうのほうともちょっと待ってくれとか、待ってくれって語弊あるけれども、そういう努力はされたのか。それが当たり前違うのかなと思う。ですが、違いますか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 搬入に対する努力を行ったのかという点ですが、当然、行っております。振興局とも、建設部とも協議しまして、こういう状況でお願いしたいということで協議は行っているんですが、何分、1万 m^3 が欲しいということで、まず最初をお願いしている中で、ここの工事土が発生する、だから受け入れてくれませんかというような中で、仮置場を設置したというような状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 一番最初1万5,000 m^3 を一応予定していて、日高振興局より1万 m^3 入るということで、入野と椿山ダムは4,000 m^3 入っているということなんですけども、1万5,000 m^3 もともと入るところがあるんやから、それを予算に組み込んでいるのかなと、私、詳しいことはちょっと分からんけれども、そういう印象を受けたんですけども、その辺、再度もう一回お願いできませんか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 初めから今回仮置きというのは、当然考えてはおりませんでした。ただ、まずは1万 m^3 に関しましては、日高振興局にお願いする。後の残りの5,000 m^3 につきましては、由良町さんの配水地の工事の残土を利用するというように、当初から計画が決まっておりました。それで、今回、今、一応工程上ある程度段取りついて止まっているんですが、土の搬入は今のところないんですが、今後、仮置きの分の土と、それと由良町さんからお願いしている5,000 m^3 が今後運ばれてくるというような状況です。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第12号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第12号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第5号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億24,882千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を39億94,885千円とするものでございます。

最初に、全体的なことといたしまして、各科目において給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の補正がございました。

この補正は人事院勧告、人事評価等が主な要因でございます。

まず、3ページ、第2表、地方債補正の追加は、松洋中学校屋内運動場空調設備設置工事実施設計業務の追加によるものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

8ページ、地方交付税、普通交付税658千円の追加は財源調整によるものでございます。

分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金、農業費分担金、町単独事業受益者負担金（農地費）899千円の追加は、和田川の樋門修繕に伴う日高町の負担金でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金500千円の追加、障害者自立支援給付費等負担金、3,000千円の追加は、実績見込みによる追加、国民健康保険保険基盤安定負担金435千円の減額は、確定によるものでございます。

国庫補助金、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金、150千円の追加は実績見込みによる追加、児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金2,420千円の追加は、児童手当システム改修の補助金でございます。補助率は100%でございます。

衛生費国庫補助金、清掃費補助金、浄化槽設置整備事業費補助金27千円の減額は、確定によるものでございます。

疾病予防対策事業費等補助金、感染症予防事業費等補助金1,640千円の追加は、健診情報連携システム整備事業等に伴う電算処理委託料の補助金でございます。

10ページ、保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金9,315千円の追加は、3回目のワクチン接種に伴う補助金でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、社会福祉費負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金1,745千円の減額、後期高齢者医療保険基盤安定負担金1,483千円の減額は、確定によるもの、障害児施設措置費（給付費等）負担金は250千円の追加、障害者自立支援給付費等負担金は1,500千円の追加でございます。

県補助金、民生費県補助金、社会福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金は75千円の追加、衛生費県補助金、清掃費補助金、浄化槽設置事業費補助金は27千円の減額でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金266千円の追加は、各基金の利子の追加でございます。

12ページ、繰入金、特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計1, 126千円の追加は、過年度の療養給付費負担金の精算によるものでございます。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金1億円の追加は、美浜町教育施設整備基金へ積み立てるものでございます。

町債、教育債、緊急防災・減災事業債6, 800千円の追加は、松洋中学校屋内運動場空調設備設置工事实施設計業務に対して、充当率100%でございます。

次に、歳出について申し上げます。

14ページ、議会費655千円の減額は、議員期末手当の減額、人事院勧告等によるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費3, 111千円の追加は、特別職期末手当の減額、人事院勧告、共済組合の追加費用の確定等によるもの、委託料、庁舎内システム機器等移設作業委託2, 074千円の追加、備品購入費716千円の追加は、機構改革に伴う費用でございます。財産管理費、需用費、修繕費690千円の追加は、機構改革に伴う費用と台風14号による突風により吉原西集会所、新浜共同炊事場が被害を受け、多額の費用を要したため補填するものでございます。電子計算費、委託料、入退室管理システム及び監視カメラ更新業務2, 838千円の追加は、平成23年1月より稼働していた電算室の現行システムが故障したことによるものでございます。財政調整基金費、積立金265千円の追加は、利子の積立金でございます。

16ページ、徴税費、税務総務費498千円の減額、戸籍住民基本台帳費36千円の減額、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費3, 214千円の減額は、人事院勧告等による人件費の補正、国民健康保険特別会計への繰出金の減額でございます。

18ページ、国民年金費24千円の減額、老人福祉費2, 242千円の減額は、人件費の補正と特別会計への繰出金の減額でございます。心身障害者福祉費7, 296千円の追加は、人事院勧告等によるもの、扶助費では、日常生活用具給付事業、障害介護給付費、障害児給付費の追加は、実績見込みによるもの、地域包括支援センター運営費6千円の追加は、人事院勧告等による人件費の補正でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費、委託料2, 420千円の追加は、児童手当法の改正に伴う児童手当システム改修でございます。

20ページ、児童措置費11千円の追加。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費3, 697千円の減額は、職員の育休、人事院勧告等によるものでございます。予防費11, 911千円の追加は、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に伴う各科目の追加と健診情報連携システム整備事業等に伴う補正でございます。墓地基金費、積立金1千円の追加は、利子の積立金でございます。

22ページ、清掃費、し尿処理費、負担金補助及び交付金26千円の追加は、合併処理浄化槽設備補助の確定によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費100千円の減額、農業総務費352千円の減額

は、人事院勧告等によるものでございます。農地費、委託料、樋門修繕委託業務5,995千円の追加は、和田川の樋門の修繕委託によるもの。繰出金210千円の減額は、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費411千円の減額は、人事院勧告等によるものでございます。

24ページ、都市計画費、下水道費、繰出金153千円の減額は、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額でございます。

教育費、教育総務費、事務局費78千円の減額は、人事院勧告等によるもの。教育諸費、負担金補助及び交付金、小中学校修学旅行キャンセル料等支援補助金2,064千円の減額は、修学旅行が実施できたことによりキャンセル料が発生しなかったことによる減額。外国青年招致事業費、負担金補助及び交付金、渡航費用負担金50千円の追加は、ALTの来日に要した航空運賃相当額について、自治体国際化協会に負担金として支出するものであり、コロナ禍による運賃高騰等の影響により、その増額が予想されるためでございます。教育施設整備基金費、積立金1億円の追加は、美浜町教育施設整備基金に積立てを行うものでございます。

26ページ、小学校費、学校管理費90千円の追加は、会計年度任用職員に係る児童手当の追加。

中学校費、学校管理費、委託料6,886千円の追加は、授業、部活動、学校行事等における教育環境の改善を目的とし、避難施設としての機能向上にもつながる松洋中学校屋内運動場空調設備設置工事实設計業務によるもの。

こども園費、ひまわりこども園費4,040千円の減額は、職員の育休、人事院勧告等によるものでございます。

社会教育費、社会教育総務費494千円の追加は、人事院勧告等による人件費の補正と来年1月4日に開催予定の成人式が新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点により延期せざるを得なかった場合、昨年度と同様に1人10千円の新成人特別給付金を支給するものでございます。

28ページ、公民館費、委託料、管理委託料71千円の追加は、10月1日より和歌山県の最低賃金が859円に引き上げられたことから、公民館管理人への1時間当たりの委託料を改定するものでございます。

保健体育費、保健体育施設費、需用費465千円の追加は、修繕費の追加で、第1若もの広場のトイレや第2若もの広場のトイレ、体育センターなどの修繕に要した額を補填するものでございます。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料といたしまして給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 14ページで、真ん中あたり委託料と備品購入費で、これは機構改革に伴うものだという今説明をいただきました。昨日の中でも費用をいろいろご説明いただきましたが、この機構改革に伴って電子計算費の委託料等は発生しないのか、お答え願えますか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

電子計算費の委託料は発生しないのかというご質問ですけれども、委託料については発生しません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 22ページ、樋門修繕委託業務、単純な質問です。和田川のどこの樋門なんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） お答えします。

和田川から西川に合流するところの位置している樋門でございます。

○議員 「5つの関門のどこ」

○産業建設課長（大星好史君） 5つの関門ではなしに、和田川から大洋化学の前というか、横というか、西川右岸側にある樋門でございます。

○議長（谷重幸君） 関連。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今の樋門の修繕というのは、どのような内容の工事になるのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） 和田川樋門につきまして、2つのゲートがございます。故障しているほうが第2ゲートでございます。電動造作及び電磁クラッチの異常があります。動きに対しても異常音が発生しているというような状況でございます。部品の電動クラッチの全取替えということになるんですけれども、これはもう既に生産が中止されておりまして、一つのユニットとして交換しなければならないというようなところもございます。

大きく申しまして経年劣化というところですが、ここの樋門は、和田農業に対して心臓部でございますので、修繕をお願いしたというところでございます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 今、和田川ということでしたが、これ西川に通じている樋門は幾つぐらいあるんですか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） 和田川には樋門は1つです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 西川についてでしょう。

○産業建設課長（大星好史君） 西川ですね。

○議長（谷重幸君） 全部についてです。産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） すみません。西川についている樋門ですけれども、ちょっと申し訳ございません、正確な数字、何門あるというのは、今ちょっと答えにくいところでございますけれども、同じように点検させていただいたのが、西川に合流してついでいる樋門として4つの樋門というようなこととなります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 以前、質問もしたことあるんですが、これは、今、西川の掘削で工事をしている関係でこれやるんだと思いますが、この裏側に、東裏川の樋門についても手動になっておるんで、電動にという要望が地区から出ておったりしておると思うんですけども、この和田川は電動ですね、これ。そしたら、東裏川は同じようなところに、裏側にあるんですけども、これ入山付近、いつもつかったりするんですが、ここら辺の解消については、どんなに考えておるんですか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） まず、和田川の今回の件については、西川の河川改修は関係ございません。単純に和田川の樋門が経年劣化で修繕が必要ということでございます。

東裏川につきましては、日高川河川整備計画において断面の拡大が図られることとなっておりますので、樋門についてはまだ具体的に電動化のお話はさせていただいていませんけれども、現在の状況でおると、吐け口の断面の拡大というようなこととなります。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 樋門は手動のところは何か所かあるんですけども、手動だと、何か災害とか起こったときに手に負えんですよ。1人や2人でいけませんからね、あい大きいですから。そこら辺も電動形式になるように、ひとつ今後検討いただきたいと思えます。

○議長（谷重幸君） ほか、ありませんか。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 26ページの松洋中学校の屋内運動場の空調設備の設計業務で提案されているんですけども、今まで随分と要求がずっとあったかと思うんですけども、なかなか実現されない形だったんですけども。今回こういう形で予算化されるということになった背景というのかな、そこら辺をちょっとお聞きしたいんです。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

まず、子ども議会の、中学生の子どもたちの一般質問というんですか、質問にも出てきました。9月議会の谷議員のご質問の中で、財政調整基金、一番どういふふうに使いたい

のかというご質問の中で、私、子どもたちのためにまず使いたいという答弁もしております。

こういう一般質問が出ましたので、担当課長にも、子どもたちが出てきた中で教育長が答弁しましたけれども、もし私に今度再質問で振られたら、前向きにというのを答えようという話でございました。でも、それだったら、今から始めていかなかったらなかなか進まないよという課長のこともありましたので、今回この補正をしていただいたということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 関連でお伺いします。

今のこの時点で設計業務が予算計上されたとなると、当然、普通に思うのは、来年の3月議会、次年度の本予算に、今度は本体工事の着工がされて、来年の夏休みには涼しく過ごせるという理解でよろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

この業務をお認めいただきましたら、また産業建設課さんのほうで準備をしていただいて発注して進んでいくことになります。本体工事費の予算計上におきましては早くも6月議会で計上させていただいて、お認めいただいて、令和4年度内に完成できればということを考えているところでございます。

近隣の町におきましては、9月議会で空調設置工事の工事費を計上した自治体さんが幾つかございます。その後、その工程をちょっと電話でお聞きしたところ、大体1月ぐらいに製品が納入されて、2月に工事して、この令和3年度末に完成するというようなところもお伺いしているところでございます。

そういうようなことを参考にして、今、私が申し上げさせていただいたのは、6月議会に上程させていただいて、何とか令和4年度内に完成できればと考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 23ページ、24ページの教育施設整備基金費ですけれども、早速1億円積み立てていきますけれども、その目的は昨日いろいろ審議の中でさせていただいたんですけれども、今後、積立ての計画、取りあえず今年1億積んで、今後、例えば、毎年幾らか積み立てていくとか、その基金の積立ての今後の計画と目標としてどのぐらい額を積み立てたいと考えているのかをお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 鈴川議員にお答えいたします。

今年度は1億円ということで、いろいろ担当課長とも話しまして、ふるさと納税の何%

ととかなると中途半端な金額にもなるし、今年のまだふるさと納税がどれだけ伸びるか分からない。そんな中で、やっぱり切りのいい1億円ということを今回積み込んで、また来年度は、決算終わってどうにかたくさん積み込めるのであれば、その都度考えていきたいなと考えております。

目標ということになりましたら、本当にそういう目的でなれば、昨日の教育長の話でも10億とかいうふうになっていましたけれども、今のところ財調も10億と私目標に言うていますけれども、今のところはその半分の5億というふうに考えています。でも、そこはお金がたまれば、どうしていくかというのは、また考えていきたいなと思っております。以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ページではないんですけども、この全体について、人勧のこの結果によりまして人件費の支払いということで予算立て、提案されているんですけども、これについては随分問題があるなと思っているんですけども。

今後、削減になっての部分について、例えば復活できるような、そういうふうな検討とかを今後されていくのか、そこの辺はどうでしょう。来年度に向けて、例えば、克服できるような形の検討をしていくのか、そのようなところの予定はありませんか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

復活するような考えというのはございません。今後も人事院勧告に基づいてやっていきたいと思っております。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 追加議案です。議案第19号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） 令和3年美浜町議会第4回定例会に追加提案しました議案第19号について、提案理由を申し上げます。

議案第19号は、令和3年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ45,052千円を追加し、補正

後の歳入歳出予算の総額を40億39,937千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、報告第1号 専決処分事項の報告（令和3年度美浜町一般会計補正予算（第4号））においてご承認賜りましたゼロ歳から高校3年生までの子どもを対象に支給する子育て世帯等臨時特別支援事業について、1人につき50千円の給付金を100千円に増額する補正でございます。

今回の補正につきましては、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、現金50千円を年内に、来年春の卒業・入学期に向けて50千円相当のクーポンを基本として給付するとされましたが、12月15日付、内閣府発出の事務連絡において100千円の現金を一括で給付することも可能であると通知がありましたので、本町においても、他の市町村に遅れることなく、対象者の皆様の子育て支援にお役立てできるよう100千円を一括支給させていただきたく追加議案として議会の議決をお願いするものでございます。

以上、本定例会に追加提案いたしました議案第19号について提案理由を申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 本件について細部説明を求めます。住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 議案第19号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第6号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ45,052千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を40億39,937千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、報告第1号 専決処分事項の報告（令和3年度美浜町一般会計補正予算（第4号））においてご承認賜りましたゼロ歳から高校3年生までの子どもを対象に支給する子育て世帯等臨時特別支援事業について、1人につき50千円の給付金を100千円に増額する補正でございます。なお、全額国庫補助事業でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

7ページ、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援金費補助金45,052千円の追加は、子育て世帯等臨時特別支援金給付事業費と事務費の補助金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

9ページ民生費、児童福祉費、子育て世帯等臨時特別支援金費45,052千円の追加は、職員手当等40千円は超過勤務手当、需用費3千円は封筒の印刷製本費、役務費9千円は郵便料でございます。負担金補助及び交付金45,000千円は、ゼロ歳から高校生までの子ども1人につき50千円の給付金を100千円に増額する費用でございます。

初回の給付は12月27日に支給する予定でございまして、それ以降は申請に基づき、毎月10日もしくは25日に支給いたします。

今回の補正につきましては、令和3年11月19日の閣議によります国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、ゼロ歳から高校3年生までの子どもに、1人当た

り100千円相当の給付を行うこととされ、具体的には現金50千円を年内に、来年春の卒業・入学期に向けて50千円相当のクーポンを基本とする給付とされましたが、12月13日の衆議院予算委員会において政府は、自治体が希望すれば年内に全額現金100千円を一括給付することも選択肢の一つに加え、現金100千円の一括給付を自治体を選択した場合、何か特定の条件をつけて審査することはなく、国の補正予算の成立前や実施要領を示す前に給付が行われた場合には、給付の対象者や金額などが適切なものである限り、事後に自治体に補助金を交付することにしたいと述べられ、12月15日付、内閣府発出の事務連絡において、100千円の現金を一括で給付することも可能であると通知がありましたので、本町においても他の市町村に遅れることなく対象者の皆様の子育て支援にお役立てできるよう100千円を一括支給させていただきたく、追加議案として議会の議決をお願いするものであります。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 3点ほどお伺いいたします。

まず、この事業で、報告第1号とスケジュールは何ら変わりなく、そのまま100千円、単に増額してスケジュール変わりなく迅速に支払われるということかということと、それと、もし、余談的ですが、これクーポンとかそういうことになっていけば事務費が云々と交換、うわさされておりましたが、具体的にはどれぐらいの節約みたいになるのか、計算があるのであればお示し願いたい。

最後に、仄聞いたしますところ、他町とか近隣県内、町独自で100千円以外にもというようなところがあるやにも聞きますが、そういうことを検討はされたのかどうかを3点お願いいたします。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

まず、スケジュールについてですが、専決のときにもご説明しましたとおり、スケジュールについては今回の追加議案の補正についても、変更なく、当初と同じとおりの計画でございます。

それと、クーポンの事務費についてですが、試算したかどうかですけれども、実際、どれだけ要るかまでは試算してはございません。

それと、100千円以外の支給に関してですけれども、我々、担当課と町長とも交えまして、所得制限の撤廃とかその辺も協議しました。やはり国の事業でありますので、国の方針に従ってやるということで、検討はしましたけれどもそのままのままでいこうということになりました。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 以前にはちょっと説明を受けたところですが、クーポンの

ほうを選ばずに100千円の現金ということに選んだ、その趣旨、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

今回のこの国の事業につきましては、子育て支援というのがまずメインにございました。そこで、やっぱり子育て支援となりますと、現金で支給して柔軟に利用していただくのが一番だと思ひまして、それでクーポンのほうにつきましては、やはりクーポンとなりますと限定されます。それで、町内の事業者になりますと、子育て支援に関するものがやっぱりなかなか商店がないということもありまして、やはり子育て支援を前面に出すと、やはり現金で給付するのが一番子育てをしている方にも喜ばれるのかと思ひまして、現金を選択したところです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴木議員。

○10番（鈴木基次君） ちょっと人数的な確認をさせていただきます。

昨日の町長の説明では、来年の3月末まで生まれた人も対象やと、たしかそうおっしゃったと思うんですけども、総額から計算すると、対象が90人ですか。90人を見込んで予算を立てていると思うんですけども、総額からしますと90人分だと思うんです。違いますか。

○議長（谷重幸君） 900人。

○10番（鈴木基次君） 900人です、ごめんなさい。

900というのはおおよその数ですけども、一応今年中に配付する実質の人数と来年3月までに生まれるであろうと考えている人数を見込んで900という数字だと思うんですけども、そこあたりどのように。900から実数を引いたら予想の人数だと思うんですけども。それと、今、した後、来年以後生まれたら即支給するというそういう感覚でいいんですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 数字についてお答えします。

当初、今回予算上900人という形で計上させております。900人のももとの根拠につきましては、この基準日というのが今年の9月30日を基準日としております。そのときの基準日における町の住基のデータを照合しましたところ、約880人という数字がありました。そこで、あと今後出生も見込みまして、それで900人という形で設定しています。

その後、実際児童手当の受給者とか、申請者とか精査しましたところ、年内につきましては、対象児童としまして約800人の方にはまず支給する形で、残り100人の方については、100人まではいかないと思ひますけれども、出生もございますので、年内につきましては800人の子どもに対して、それと受給者、親に対しては約450人の方に支給

する形になります。残りについてはまた随時申請、まだもらっていない分もありますので、申請来た分については随時、速やかに支給決定を出しまして、10日と25日を振込日としていますので、そこで振込にしたいと思います。

それと、出生の方につきましては、出生届で来られたときに同時に児童手当のお手続きもしてもらいます。そのときに同時にこの手当についても申請していただいて、速やかに支給決定を行って10日もしくは25日に支給するという形で進めていきます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第19号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は10時55分です。

午前十時四十五分休憩

———・———

午前十時五十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第9 議案第13号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 議案第13号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ333千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を10億404千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

繰入金、一般会計繰入金2,989千円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定と人事院勧告等による人件費の補正の繰入金でございます。

繰入金、基金繰入金20,000千円の減額は、財源不足額を前年度繰越金により充当したことによる減額でございます。

繰越金、前年度繰越金23,322千円の追加は、財源調整によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

9ページ、総務費、総務管理費、一般管理費81千円の減額は、人事院勧告等に伴う人

件費の補正でございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、保険給付費等交付金償還金70千円の追加は、前年度の保険給付費等交付金の確定による精算。特定健康診査等負担金償還金116千円の追加は、過年度特定健康診査等負担金の区分誤りによる返還。災害臨時特例補助金償還金228千円の追加は、前年度の災害時特例補助金の確定による精算でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号 令和3年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第14号 令和3年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ210千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を79,575千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金210千円の減額は、人事院勧告等による人件費の繰入金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、施設管理費210千円の減額は、人事院勧告等による人件費の補正でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第14号 令和3年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第15号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第15号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ153千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億39,009千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金、153千円の減額は、人事院勧告による人件費の繰入金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費153千円の減額は、人事院勧告による人件費の補正でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第15号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 議案第16号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ509千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億41,568千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料1,546千円の減額は、財源調整によるものでございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金7千円の追加は、介護給付費準備基金の利子でございます。

繰入金、一般会計繰入金66千円の減額は、介護給付費繰入金82千円の追加と、人事院勧告等により人件費分の繰入金148千円を減額するものでございます。

繰越金2,114千円の追加は財源調整でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費148千円の減額は、人事院勧告等による人件費の補正でございます。

保険給付費、介護予防サービス等諸費、地域密着型介護予防サービス給付費650千円の追加は、実績見込みによるものでございます。

基金積立金、介護給付費準備基金積立金7千円の追加は、利子の積立金でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第16号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第17号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 議案第17号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,015千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億40,663千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、保険料、後期高齢者医療保険料、現年度分特別徴収保険料2,910千円の追加、滞納繰越分普通徴収保険料47千円の減額は、後期高齢者医療広域連合からの賦課見込みによるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金2千円の追加は、標準報酬月額の変更等に伴う人件費の追加、保険基盤安定繰入金1,976千円の減額は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

諸収入、雑入、過年度分療養給付費負担金返還金1,126千円の追加は、令和2年度療養給付費負担金の精算によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費889千円の追加は、標準報酬月額の変更に伴う人件費の追加、保険料の賦課見込み等に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の追加でございます。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金1,126千円の追加は、令和2年度療養給付費負担金の精算により一般会計へ返還するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第17号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第18号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第18号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、4ページ、5ページの補正予算実施計画の見積り基礎についてご説明いたします。

営業費用、総係費106千円の追加で、内訳は、人事院勧告等による期末勤勉手当と共済組合負担金の減額251千円、職員に子どもが生まれたことなどによる手当の追加357

千円でございます。

補正後の事業費用の合計は1億24,101千円となっております。

次に、1ページの第3条では、当初予算第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として106千円を追加し、23,752千円と定めてございます。

最後に6ページは、補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億4,985千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第18号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時十一分休憩

—————・—————

午前十一時十二分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第16として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第16として議題とすることに決定しました。

追加日程第16 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年美浜町議会第4回定例会を閉会します。

午前十一時十三分閉会

お疲れさまでした。